平成29年3月15日発行第483号　毎月1回15日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

3
2017

No.483

浪漫ひな飾り（真岡市）

マスコットキャラクター
アドちゃん

©高井研一郎

http://www.gt9.or.jp/gyosei

栃木県行政書士会

栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

2017年
3月号

CONTENTS

1 目次、今月の表紙の一言
2 平成２９年 新春交流会開催
3 貨物自動車運送事業研修会　第１０・１１回開催
4 栃木県・栃木県行政書士会研修会開催
知的資産経営 WEEK2016 シンポジウム in 東京「知的資産経営の基本に立ち返る」
5 市民公開講座「相続・遺言・終活」開催
7 おじゃましま～す！
8 支局かわら版（宇都宮）、申請取次行政書士の動向
9 支局情報（足利）
１０ アドちゃんの談話室
１１ 栃木県行政書士会カレンダー（４月）、日行連だより
１２ 業務連絡
１４ 平成２９年度経営事項審査年間予定表について
１５ 政連だより
１７ 研修会のお知らせ
１８ 木もれび
１９ 関係窓口との協議結果について
２０ 会員の動き

No.483

今月の表紙の一言

浪漫ひな飾り

撮影地：真岡市　撮影者：大鹿幸雄（宇都宮支部）

真岡市観光協会主催の「真岡・浪漫ひな飾り」が開催されています。このイベントは、つり雛、段飾りを展示しています。国登録文化財の久保講堂を会場に、全高６メートルの２６段飾りや親王雛など３０以上のひな飾りが並ぶ光景は圧巻の一言です。

「久保講堂」　昭和十三年、美術評論家として有名な久保貞次郎ゆかりの久保家の寄付により、真岡尋常小学校の講堂として建設されました。旧帝国ホテルで知られる世界的建築家フランク・ロイド・ライトの高弟でもあった遠藤新が設計を行いました。

平成２９年 新春交流会開催

２月１０日（金）、ホテル東日本宇都宮にて、栃木県行政書士会・栃木県行政書士政治連盟主催による平成２９年新春交流会が開催されました。

これまでは１月に賀詞交歓会を開催しておりましたが、今年からは行政書士記念日に近い日程とし、装いも新たに新春交流会として開催することになりました。

まず、栃木県行政書士会稲葉昌俊副会長の開会宣言により開会され、続いて横山眞会長の挨拶があり、政治連盟からは青木勇夫会長より挨拶がありました。

来賓挨拶では、日行連遠田和夫会長挨拶、日政連北山孝次会長挨拶（代読：丹野豊子副会長）の後、福田富一栃木県知事、船田元衆議院議員、西川公也衆議院議員、簗和生衆議院議員、福田昭夫衆議院議員、輿水恵一衆議院議員、上野通子参議院議員、高橋克法参議院議員、渡辺美知太郎参議院議員、早川尚秀栃木県議会副議長、そして友誼団体の公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会の五十嵐薫会長よりご祝辞をいただきました。

その後、住吉和夫日行連相談役の御発声で乾杯が行われ、宇都宮で活躍中の林英之様（ピアノ）と坂本朝菜様（フルート）によるジャズセッションの演奏に包まれ、歓談の時間となりました。

祝宴では佐藤栄一宇都宮市長がお見えになり、ご挨拶をいただきより一層盛り上がり、日行連監事の須永威当会名誉会長による万歳三唱、鈴木康夫当会副会長の閉会のことばまで、来賓の皆様と会員、会員同士がそれぞれ交流を深めることができました。

（広報部　田代昌宏）

貨物自動車運送事業研修会（第１０回）開催

２月４日（土）１４時より栃木県行政書士会館において、講師に埼玉県行政書士会運輸交通部部長の小川晃氏を迎え、業務部第１グループ主催の『貨物自動車運送事業研修会（第１０回）』が開催されました。

今回の研修は「Ｇマーク取得支援手法を身につける」と題して、Ｇマーク取得支援について学びました。

ＧマークはＩＳＯに準拠した運送業の安全マネジメントということで、申請には紙ベースの記録類が多くなるとのこと。

そのせいのか、この研修の資料も厚さ数センチのファイルがついに３冊目に突入しました。

改正道路交通法が３月１２日に施行されることに伴い「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」も改正されています。

資料の量も大変なものですが、今回の資料はその改正に合わせたものとなっており、一部、改正前のマニュアル等が参考として残されているものの、内容も常に最新、充実が図られています。

各種マニュアルやサンプル、実際に提出したものなどを見ながらＧマーク取得支援を学びましたが、普段から事業所内でやっておくべきことが多

く、一般貨物許可申請よりも骨が折れる手続きになるなと感じました。

とはいえ、取得すれば様々な優遇措置があることから、積極的に取得の支援をして、優遇措置の獲得と、安全管理の向上に資することができるのであれば、大変やりがいのある仕事だとも感じました。

また、質疑応答での話ですが、Ｇマークは積極的に取得するというよりは、他が取得しているから、取得していないと荷主に仕事を回してもらえなくなるからという消極的理由で取得される事業者さんが増加中ということで、これから依頼されることも多い手続きなのかなと感じました。

引き続き、多くの参加をお待ちしております。

（業務部第１グループ　栁　知明）

貨物自動車運送事業研修会（第１１回）開催

２月１８日（土）１４時より栃木県行政書士会館において、講師に栃木県行政書士会業務部第一グループ石井治夫氏を迎え、業務部第１グループ主催の『貨物自動車運送事業研修会（第１１回）』が開催されました。

今回の研修は「法令遵守支援知識を身につける」と題して、貨物自動車運送事業法のみならず、事業者が遵守しなければならない様々な法律や、日常業務で管理しなければならない帳票類等について学びました。

今回の資料は、私達の知識の研鑽と言うよりは、事業者に実際に渡し、私達が指導をし、日常の業務管理に役立てていただけるものとなっています。

その資料をもとに、これまで許可の条件や、事業者の義務について学んできたことについて、実際にどのように管理していくかを丁寧に学ぶことが出来ました。

内容は、前回のＧマーク取得支援の内容に似ているところがありますが、今回は「巡回監査」に耐える内容となっており、巡回監査サポートで事業者さんの支援をし、さらにＧマーク取得を提案できるようになればいいのかなと感じました。

ただ、法令遵守、事業の管理には、事業者さんには様々な負担となるものもあり、運送業を取り巻く環境は本当に厳しいものがあります。それを支援するとなると、専門家側が、法律や手続きのみならず、様々な知識や情報を持っている必要があるなと思い知らされました。

この研修も、残すところあと３回となりました。引き続き、多くの参加をお待ちしております。

（業務部第１グループ　栁　知明）

栃木県・栃木県行政書士会研修会 開催

２月１０日（金）午後１時１５分から、ホテル東日本宇都宮において、栃木県・栃木県行政書士会が主催する研修会が実施されました。

研修会は二部に構成され、第１講義は、栃木県経営管理部行政改革推進室副主幹の大竹康博様より、「独自規制の見直しについて」のご講義をして頂きました。

その内容は、まず平成２７年から従事している、独自規制の見直しに関しての結果と実施状況についての報告と、「とちぎ行革プラン２０１６」についてでした。

続いて第２講義は、弁護士の坂本廣身様より、「行政書士繁栄講座―しっかり稼いで感謝される要領」についてのご講義をして頂きました。

坂本弁護士からは、「行政書士は格好良くあらねばならない。それは明るく、謙虚で、話し方がうまく、文章がうまく、判断能力があるということである。そうして依頼者に好かれる行政書士となり、しっかり稼ぎ、さらなる飛躍のために、職域を広げよ」というご指導を頂きました。また法曹界における秘話といったユニークなお話もして下さいました。受講していた会員は、大変興味深いそのお話を熱心に聞き入っていました。

（総務部　オブライエン奈美）

東京都行政書士会主催　知的資産経営 WEEK2016 シンポジウム in 東京 「知的資産経営の基本に立ち返る」

２月６日（月）午後１時より、渋谷区文化総合センター大和田伝承ホールにおいて、東京都行政書士会主催　知的資産経営ＷＥＥＫ２０１６シンポジウム「知的資産経営の基本に立ち返る」が開催されました。このイベントは、第１部　基調講演「知的資産経営の基本に立ち返る」、第２部　パネルディスカッション「知的資産と企業競争力の関係」の２部構成となっていました。

第１部では山口大学教授の内田恭彦先生によりタイトルのとおり知的資産経営についてご講義頂きました。学術的な内容でしたが、実例を交えてのお話だったのでとてもわかりやすく感じました。

第２部は、内田先生がモデレーター、経営者３名、行政書士１名がパネリストとなってのパネルディスカッションです。

それぞれたくさんのお話がありましたが、経営について計画性、独自のアイディア、長所短所の分析等、聞いてみればなるほどと思うが、なかなか自分ですぐには考えつかないことばかりでした。

知的資産経営報告書の作成業務では、既存の行政書士の業務というより経営コンサルタント的なセンスが問われると思います。

また、許認可の取得というわかりやすいゴールはないのですが、うまくできれば計り知れない効果があるようです。

昨今ではＰＣスキルの高い人が増えています。今後の中小企業支援業務では、書類作成して許可をとって終わりではなく、経営についてコンサルティングできるようなスキルが重要であると感じました。　　（業務部第３グループ　江藤正巳）

市民公開講座「相続・遺言・終活について」開催

２月２２日が行政書士記念日ということで、栃木県行政書士会では、この日を中心に県内５ケ所で「遺言・相続・終活」についての講演会・無料相談会を開きました。

【栃木会場】

２月１８日（土）午後２時から栃木市栃木公民館に於いて「終活とは？」というテーマで開催された。予定時刻は２時からだが、１時すぎから市民がぞくぞくと集まり始め、終活への関心の高さが窺われる。

栃木支部長のあいさつの後、横山会長が短くあいさつをした。講師は行政書士増山知司会員で始まった。終活とは人生の全ての局面に於いて整理が必要であるが、何から始めるか、どんなサポートを受けられるかなど、ていねいな解説があった。

また遺言について、任意後見について、財産の管理に至るまで説明があり予定の時間を１０分程オーバーして終了。市民参加者は３１名、あらかじめ相談を希望していた方々は６組、それぞれに分かれて熱心な相談会が行われた。

（広報部　山本昭子）

【那須会場】

２月１８日（土）午後２時より、厚崎公民館大研修室において、相続・遺言・終活についての市民公開講座が開催されました。

本講座には３５名以上の方が参加され、会場が埋まるほど多くの方々に来ていただきました。

講座は、大塚弘大会員が相続・遺言について、オブライエン奈美会員が終活についての講義を行い、質疑応答の後に本講座を終了し、その後に個別相談会という構成で行われました。

大塚会員は、講義資料に図を用いた資料を使い、分かりやすく説明をされていました。オブライエン会員は、エンディングノートと成年後見・任意後見について、少ない時間ながら、重要なポイントを抽出して適切な情報量で説明されていました。

質疑応答では、５件ほどの質問があり、活発な質疑応答がされ、皆さんの関心の高さが窺えました。

講座終了後の個別相談会は４件の相談がありました。相談内容としては相続・遺言に関するものであり、遺留分に関する件など、公平な相続をしたいと考える相談者が多く、相談員も個々のケースに真剣に向き合い対応していました。

（広報部　齋藤丈威）

【高根沢会場】

２月１９日（日）高根沢町元気あっぷむらにおいて、市民公開講座「相続・遺言・終活について」が開催されました。

開始時刻より３０分ほど前から次々とたくさんの方々にお集まりいただき、また本会場は温泉施設に併設された大会議室ということもあり、途中参加される方もいて総勢５２名と大変盛況となりました。

講師は、那須支部の田沼芳友会員が相続手続きから遺言書作成、遺留分についての細かい知識やエンディングノートの紹介など盛りだくさんの内容で、受講者もしっかり聞き入っていました。

休憩をはさみ後半は、成年後見制度の紹介もあり、終始素敵な笑顔とお声で楽しく講話され受講者も和やかな雰囲気で耳を傾けていました。

その後の無料相談には６名の方が残り、相続・遺言・成年後見のほか、エンディングノートの書き方や臓器移植および献体などライフプランに関することまで幅広い相談があり、それぞれ得意とする相談について各会員が協力し相談者の方々が笑顔で帰って行かれたことで、短い時間ではありましたが社会貢献や行政書士の業務ＰＲができたかと感じることができました。

なお、当初予定していた来場者数をはるかに超える参加者数となったことで、準備していた資料が足りなくなり会場に増刷を依頼するなどのトラブルにも見舞われましたが、無事開催することができ、これもまたうれしい悲鳴となりました。

今回の公開講座を通して、一般市民の皆様には行政書士の仕事や様々な制度を周知理解していただけていると感じられることができ、また私たち行政書士は皆様の一人一人の心に寄り添ったサービスができるよう日々精進しなければと思いました。

（広報部　松本智美）

【佐野会場】

２月２５日（土）１３時よりイオンモール佐野新都市において、市民公開講座が開催されました。今年は、講座内容の中に「終活」が加わり、佐野支部の須永会員、川田会員が講師を務め、

エンディングノートや遺言書の重要性について大変貴重なお話をしていただきました。

講演終了後には無料相談会が実施され、６件の相談がありました。相談内容は相続、遺言、エンディングノートの書き方等様々でした。相談者の多くは不安や悩みを抱えており、私達会員もどのような相談の事案であっても対応できる幅広い知識が必要だと改めて感じました。

（広報部専門部員　羽石真弓）

【宇都宮会場】

２月２５日（土）宇都宮市総合コミュニティセンターにて１３時３０分より相続・遺言・終活についての講座が開催されました。会場を満席に埋

める６０名を超える方々にお越しいただき、参加者の関心の高さが窺えました。

講師は深見史会員が務め、内容は「終活～自分で決める人生の締めくくり～」と題し、エンディングノート、成年後見制度、葬儀や墓、相続・遺言と限られた時間で幅

広く話をされていていました。具体例や実体験を用いて、難しい言葉を使うことなく、とても分かりやすい説明でした。何よりも、深見会員の笑顔や身振り、話し方がとても上手であり、私も講義に引き込まれて聞き入ってしまいました。自らの死を自分でプロデュースするエンディングノートは、これからの時代に要求されるであろう、死に対する多様な価値観を実現することのできる、良い制度の一つだと思いました。

講座終了後の個別相談会では、１５件の相談があり、相続・遺言・成年後見といった講座の内容に沿った相談が多く寄せられていました。

（広報部専門部員　齋藤丈威）

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今月は、那須支部のオブライエン奈美会員の事務所におじゃましました。

氏　名　オブライエン　奈美（なみ）
事務所　オブライエン国際行政書士事務所
　　那須塩原市野間３６番地９５
入会日　平成２５年４月２日

【行政書士になったきっかけを教えてください】

私が大学に進学する前に、親しかったミャンマーの友人が不法滞在の罪で入国管理局に逮捕をされました。そのことがきっかけで、入国管理に関して興味を持つようになりました。また私はカトリック信者であることから、台東区の山谷地区にある、マザーテレサの修道会、「Missionaries of Charity」で、ホームレスに炊き出しを配るボランティアに参加をしていました。将来、入国管理関係やホームレスの支援等に携われる職業に就きたいと思い、大学では法学部を選択しました。その後、他の資格試験を受験したり、大学院に進学して憲法を専攻し、憲法と入国管理法の関係について研究をしたりしていました。

しかし、東京都から栃木県へ移住することになり、学業を続けることができなくなったので、これまで学んできたことと経験を生かすために、行政書士になることにしました。

【主な取扱い業務を教えてください】

国際業務、成年後見・相続関係です。

国際業務では、外国人の身分関係について日本国内の法律の要件を満たす手続きはもちろん、本国における法律の要件を満たすための手続きまでサポートすることを念頭に業務を行っています。

成年後見については、入会当初よりＮＰＯ法人フォレストという成年後見支援団体に加入して業務を行っています。

【趣味を教えてください】

まずはゴルフです。スクールに通っていて、スコアは１１０くらいです。那須国際カントリークラブは夏場にお勧めしたいコースです。

もう一つは乗馬です。月に一、二回ほど騎乗を楽しんでいます。

【これからの展望についてお聞かせ下さい】

先日長野県にて長野会の国際部が主催する研修会に参加してきました。研修の内容は失敗事例や至極稀な事例などを発表するものでした。そこで私も発表をしたのですが、東京会のある方から質疑応答で厳しい意見を受けました。

その後、私は気を取り直して懇親会に出席をし、その方とゆっくりお話をすることができました。色々と話しているうちに、ある共通の知り合いがいることがわかりました。私は大学院生のときに、四ツ谷にある、「いずみ橋法律事務所」でインターンをしていたのですが、そのときに、お世話になった弁護士の方をその方がよくご存知だったのです。

またその方が発起人となって設立する Japan Immigration Lawyers Association という外国人を法律面で支えるＮＧＯ団体への加入にもお誘いを頂きました。今後こういったＮＧＯ団体等での活動にも参加をしたりして、自分の可能性を広げていきたいと考えています。

【おじゃましました】

今回は自宅兼事務所にお伺いさせて頂きました。その佇まいはおしゃれなお店のようでした。建物もさることながら、その敷地の景観に驚きました。心地よい雑木林の中に溶け込むように建物があるといった印象です。

お話を伺っている最中にも窓から見える樹に鷹が止まっているのが見えました。驚くことに窓に鷹が衝突してきたこともあるそうです。

取材を終えて、車で帰る私を外に立って見送ってくださる様子を見て、オブライエン会員の人柄の良さがなお一層感じられました。本会の理事もこなすバイタリティー溢れる一面もあり、私からすると那須支部の頼りになる先輩の一人です。これからもよろしくお願いします。そして今回の取材に協力頂きありがとうございました。

（支局長　熊田慎一）

支局かわら版

宇都宮市のお花見スポット

宇都宮支部

３月に入り、今年もお花見の季節がやってきました。今回の支局かわら版は宇都宮市内の桜の名所をご紹介したいと思います。

◇◇◇　八幡山公園　◇◇◇

まずは、皆さんご存知の八幡山公園の桜です。こちらは、約８３０本の桜が植えられ、毎年多くのお花見客で賑わいます。夜桜も楽しむことができ、家族や友達、会社のお花見にも最適です。また、八幡山公園には約７００株のツツジも植えられており、桜が散った４月下旬～５月頃には、ツツジを楽しむこともできます。

◇◇◇　釜川のしだれ桜　◇◇◇

オリオン通りの脇を流れる釜川のしだれ桜。水面に映る姿がなんとも風流です。釜川は市街地に位置していますが、近くにコインパーキングがたくさんあるので、車で行って川沿いを散歩することもできます。川沿いは散策路になっており、桜以外にも紫陽花、ツツジ、バラ、レンギョウ、サツキ、ヤマブキ等、季節の花々を楽しむことができる知る人ぞ知るお花見スポットです。

◇◇◇　二荒山神社　◇◇◇

二荒山神社の境内に上がる階段の両脇に桜の木が植えてあり、下から見上げるととっても綺麗です。

◇◇◇　慈光寺　◇◇◇

宇都宮市で最も早く咲く桜として有名なヒガンザクラ。樹齢１５０年越えの市指定天然記念物とされています。赤門桜とも呼ばれ、その姿は圧巻です。

◇◇◇　護国神社　◇◇◇

行政書士会館の近くの護国神社の桜も素晴らしく、緑が生い茂った中の薄ピンクの桜の木は幻想的です。栃木県護国神社の神紋が桜であることもあり、神社境内には、たくさんの桜の木が植えられています。

◇◇◇　日光街道桜並木　◇◇◇

私の一番のお勧めは、この日光街道桜並木。宇都宮市から日光市までの街道沿いの桜、なんとその距離は１６ｋｍで、全国屈指の桜並木です。約１５００本のヤマザクラが一斉に咲き乱れます。満開の時期には、空が見えぬほど咲きほこり、桜のトンネルを楽しむことができます。この日光街道桜並木は「日本さくら１００選」にも選ばれており、県外からも多くの方がお花見に来ます。桜の花が散り、葉桜になりそして新緑になる過程を一番楽しめる場所だと思います。日頃、日光有料道路を利用している方も、４月～５月にかけてはドライブがてら日光街道を走ってみてはいかがでしょうか。

（支局長　羽石真弓）

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（２月）	０名
更新申出（２月）	３名
申請取次行政書士（２月末現在）	１１０名

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：028-635-1411）
次回の予約締切日：3/31（金）　受付日：4/12（水）時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月 15 日ですが、４月は曜日の関係で 4/17(月)とします。**有効期限が 2017/4/30 で 4/14 の更新研修(横浜)を受講される方については、4/17 必着となり、締め切りまでの時間が短いのでご注意ください。**

詳細は、会のホームページ－会員専用ページ－各種データ－事務局関連　をご覧ください。

支局情報

【足　利】

「市民セミナー」＆「相談会」開催！

足利支部では、昨年の１０月２２日に引き続きまして、２月２５日（土）午後１時３０分から足利市民プラザにおきまして市民セミナーを兼ねました無料相談会を開催致しました。当日は、室内にいるのがもったいない程の穏やかな晴天でしたが４２名もの来場者があり、前半は堀越支部長（相続と遺言関係）と吉沢会員（成年後見関係）から講話があり、後半が無料相談会となりました。

会場の準備を始める前から熱心な市民が集まり始めまして、当初準備した資料の部数が足りなくなり市民プラザの窓口で追加コピーしたり、空いていた隣の会議室も急遽借りたりと反省とうれしい悲鳴が鳴り響いていました。もちろん閑古鳥に鳴かれてしまうよりも、うれしいてんやわんやでしたが、協力会員が１０名のところ相談希望者が１４組いましたので、同時進行ができずにお待たせしてしまったことが心残りでした。

相談内容は、成年後見関係、遺言書関係、相続関係が大半を占めていましたが、潜在的に悩みを抱えている人は多いのだと痛感致しました。

私も２名の相談を担当しましたが、その内容を記すわけにはいかないので、最近６０代（と思われる）女性と致しました雑談（相談ではない）が印象深かったので、紹介致します。

彼女は９０代の義母と２人暮らし（夫はすでに他界）だそうです。義母には２人の娘（既婚）がいるのですが、実家にかなりの口出しをするそうなのです（義父が亡くなったときなど）。住居は義母名義なので、亡くなれば２人の娘から追い出されかねない状況なのです。義母の養子になる方法もご存知でしたが実行できる訳もなく「そのときはそのとき」とあきらめムードでした。こんな例って多いのでしょうね。具体的な相談だとしましたら、あなたなら〝どう〟助言しますか？

ほとんどの参加者が足利市の広報誌「あしかがみ」を見ての来場でしたので、その影響力に驚くと同時に、行政書士としての「存在意義」を再確認し、力不足を反省した数時間でした。

（支局長　杵渕　徹）

〈広告〉

建設業経営状況分析は
民間分析機関申請受付実績 No.1（弊社調べ）
ワイズ公共データシステムへ

株式会社ワイズは栃木県行政書士会様と2015年11月16日、
業務提携をさせていただきました。提携先の会員様は新規登録
から5年間、建設業ソフトを無料にてご利用いただけます。

NEW 2017年4月から、5年目以降の会員様も含め、年間１件の
分析申請により翌年も無料でご利用いただけます。

WisePDS ワイズ公共データシステム株式会社 TEL:026-232-1145 営業所:北海道/大阪/福岡
Wise 株式会社ワイズ TEL:026-266-0710

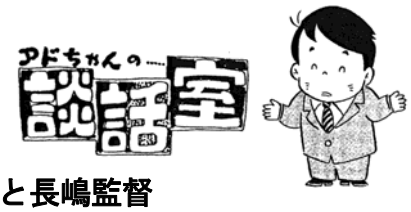

長島選手と長嶋監督

今回は氏名の表記について考えてみたいと思います。プロ野球読売巨人軍の終身名誉監督であられる長嶋茂雄さんの現役時代の表記は、長〝島〟だったと思います。いつから正式に表記を変更したかは調べていませんが、個人的には〝島〟はシャープな印象で、〝嶋〟は大物感が漂っていると思います。もっとも、重厚な？「長嶋監督」は記憶にありますが、「長島選手」の颯爽としたプレイにはリアルタイムでは間に合っていません。表記が先かイメージが先かは怪しい部分もあるのですが「長嶋」表記には大物感が漂いませんか？

数字が持つイメージも、名選手の背番号によって変わります。イチロー選手の５１なんてその最たるものだと思います。イチロー選手出現以前には５１という数字には何の意味もなかったと思います。余談ですが、イチロー選手がロッカールームで「Ｅ．ＹＡＺＡＷＡ」のバスタオルを使用していた模様が、国営放送の密着番組内で流されたという美談を紹介しておきます。

かつて某雑誌で昭和の２大カリスマとして長嶋さんと並び称された矢沢永吉さんですが、カリスマという言葉も平成では軽い響きになってしまいました。カリスマ美容師がスタートかなと思いますが、カリスマ主婦、カリスマ◯◯等々カリスマのバーゲンセール状態です。長嶋さん（昭和１１年生まれ）と矢沢さん（昭和２４年生まれ）にアントニオ猪木さん（昭和１９年生まれ）を加えて昭和３大カリスマだと思っていますが、プロレスラーも国際プロレス（ラッシャー木村）、新日本プロレス（A猪木）、全日本プロレス（ジャイアント馬場）の昭和の３団体時代には全国で数十人しかいない職業だったと思いますが、自称プロレスラーが存在している現在は人数の把握すら不可能です。昔々「プロ野球選手とはどういう人？」と問われ「野球の上手い人」と答えた幼気な私に亡き母は「野球を職業にしている人だよ！」と教えてくれました。「職業にしている」とは、「それでご飯を食べている」ことだと思いますが、プロレスだけでご飯を食べている人は昭和の時代よりも確実に少ないと思います。同じ事はアイドルにも言えます。子供の頃、アイドルといえば雲の上の存在でしたが、今では、「会いに行けるアイドル」「ご当地アイドル」などアイドルという言葉・職業も大暴落してしまいました。自称アイドルはいますが、昭和時代と同じ定義で存在しているアイドルは絶滅してしまった感すらあります。数年前に逮捕された元アイドルの元旦那の職業が新聞報道でも「自称プロサーファー」とされていた事が、不思議だった事が思い出されます。

氏名の表記に戻りますと、かつて職業野球読売巨人軍には矢沢正選手という捕手がいて、中日ドラゴンズには谷沢健一選手という左打ちの強打者がいました。２人とも「やざわ」ですが、当時の私は「谷沢」表記に魅力を感じていました。今考えてみますとプロ野球選手としての実績から導かれたのかも知れません。今では断然「矢沢」表記に魅力を感じているのですから不思議です。

新聞のラジオ・テレビ欄に「吉永小百合」と印字されていると反応する私でもあります。もちろん吉永小百合さんのファンだからではなくて「永吉」と誤認して反応するのです。「吉永沢矢（よしながたくや）」というペンネームを考えた事もあるのですが、本家及び熱狂ファンに怒られそうなので心で温めたままです。かつて高校野球中継でスコアボードに「永吉」という選手名を見つけてその選手がコールされるまでチャンネルをそのままで待ちましたが、「ながよし」選手でした。養子になりたくなるようなステキな名字です。ちなみに文芸評論家である谷沢永一さんは、「やざわ」ではなくて「たにざわ」です。書店などで書籍がヤ行欄にあることもありますが、「たにざわ」です。

氏名の漢字表記に戻りますと、元幕内力士でその後プロレスラーとして長い間活躍され昨年引退された天龍源一郎選手も、かつては天〝竜〟源一郎という表記で、単なる漢字表記ではありませんが、名優の夏八木勲さん（故人）は、一時期、夏木勲と改名されていましたが、やはりシャープさと大物感との違いでしょうか？

最後に私事ですが、私の名字は杵渕なのですが昔々コンサートチケット（もちろん矢沢永吉　イン　日本武道館）をチケットぴあで電話予約するときには苦労しました。電話口で「きねぶち」と伝えてもまず伝わりません。漢字の表記を問われて「杵つきモチの杵」とか『杵と臼の杵』とか伝えていましたが、あるとき「木へんに午前午後の午（ゴゼンゴゴノゴ）」と伝えたところ、送られてきた封筒の宛名書きには、木の右隣に後が鎮座していました。「木後渕」でした。もちろん大切なチケットでしたが、良く届いたものですね。

（足利支部　きねぶち　とおる）

栃木県行政書士会カレンダー（４月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
1	土	貨物自動車運送事業研修会（第１４回）	14:00~17:00	業務第1グループ
3	月	会計精査	13:00~	財務経理部
5	水	正副会長・部長と総務部の合同会議	13:30~	
		総務部会	14:30~	総務部
6	木	会計監査	10:00~	財務経理部
		財務部会	13:00~	財務経理部
10	月	広報部会	13:30~	広報部
		行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00~15:00	宇都宮支部
11	火	登録説明会	10:00~	総務部
12	水	申請取次新規受付	13:30~	申取管理委員会
		外国人在留資格無料相談（於：足利市生涯学習センター会議室）	13:00~16:00	足利支部
14	金	理事会・幹事会	13:30~	
17	月	宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00~17:00	国際部
19	水	国際業務相談事例・入管基礎研修会	13:30~	国際部
		行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付・先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00~12:00	小山支部
23	日	市民プラザ無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00~16:00	宇都宮支部
26	水	登録説明会	10:00~	総務部
		行政書士専門相談（於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室）※要事前予約（先着６名　予約先：行政書士会小山支部　田村晋也　0285-45-0297）	10:00~12:00	小山支部
		行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付・先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00~12:00	小山支部
27	木	行政書士専門相談（於：下野市ゆうゆう館　会議室２） ※要事前予約（先着６名　予約先：行政書士会小山支部　生田目安夫　0285-52-2350）	10:00~12:00	小山支部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連No.	受信日付	文書の表題
	H29.2.6	平成 29 年 2 月分会費納入について(お願い)
1422	H29.2.6	封印業務の受託に関する取り組みについて（ご連絡）
1424	H29.2.6	所有者不明土地問題に関する地元自治体等への働きかけについて
1434	H29.2.6	平成 28 年度 ADR 調停人候補者スキルアップ研修（基礎編）の開催について
1437	H29.2.6	全国法規監察担当者会議結果報告書の送付について
1450	H29.2.7	「申請取次届出済者」データの提出等について
1493	H29.2.17	行政書士法施行規則の一部を改正する省令案について

1506	H29. 2. 17	行政書士法施行規則の一部改正について(お知らせとお願い)
1507	H29. 2. 17	「不動産登記規則の一部改正案」に関する意見書について（報告）
1508	H29. 2. 17	特別仕様ナンバープレート（図柄ナンバー）の申込開始について
1524	H29. 2. 24	ＶＯＤシステム活用に係るアンケート調査の結果について（ご報告）
	H29. 2. 24	平成 29 年度申請取次関係研修会の開催予定について

日光市農業委員会　許可申請締切日の変更について(お知らせ)
～日光市農業委員会より～

日光市農業委員会より標記について周知依頼がありました。
平成２９年度より、農地法関係の申請書類提出締切日が次のとおり変更になります。

年	平成２９年									平成３０年		
月	4	5	6	7	8	9	１０	１１	１２	1	2	3
申請締切日 (書類提出期限)	5 （水）	2 （火）	5 （月）	5 （水）	4 （金）	5 （火）	5 （木）	2 （木）	5 （火）	5 （金）	5 （月）	5 （月）
現地調査 実施日	１９ （水）	１７ （水）	１９ （月）	１９ （水）	１７ （木）	１９ （火）	１９ （木）	１７ （金）	１５ （金）	１８ （木）	１９ （月）	１９ （月）
総会 開催日	２１ （金）	１９ （金）	２１ （水）	２１ （金）	２３ （水）	２１ （木）	２３ （月）	２１ （火）	１９ （火）	２２ （月）	２１ （水）	２２ （木）

佐野市農業委員会　許可申請締切日の変更について(お知らせ)
～佐野市農業委員会より～

佐野市農業委員会より標記について周知依頼がありました。
平成２９年度の農業委員会総会及び許可申請締切日について次のとおり変更になります。

申請 締切日	4. 10 （月）	5. 10 （水）	6. 9 （金）	6. 30 （金）	8. 10 （木）	9. 8 （金）	10. 10 （火）	11. 10 （金）	12. 8 （金）	1. 10 （水）	2. 5 （月）	3. 9 （金）
総会 日	4. 26 （水）	5. 26 （金）	6. 26 （月）	7. 14 （金）	8. 24 （木）	9. 26 （火）	10. 25 （水）	11. 24 （金）	12. 22 （金）	1. 25 （木）	2. 22 （木）	3. 26 （月）

千葉県条例に基づく産業廃棄物収集運搬車両の標章(ステッカー)交付制度の廃止について

標記の件について、千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例が改正及び施行され、平成２９年３月７日に標章交付制度が廃止されました。

詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をまたは千葉県ホームページ（ホーム＞環境・まちづくり＞環境＞ごみ・廃棄物・リサイクル＞産業廃棄物＞廃棄物適正化条例関連情報＞千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例に基づく産業廃棄物収集運搬車両の標章（ステッカー）交付制度の廃止について）をご覧下さい。

適正な価格による工事発注について
～日行連より～

今般、国土交通省より「適正な価格による工事発注」に取り組むことを求める周知協力依頼がまいりましたので、お知らせいたします。

近年の建設産業を巡っては、建設投資の減少に伴う著しい低価格による受注が増加したことで、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらし、若年入職者が大きく減少してきております。技能労働者の処遇を改善し、中長期的に建設産業の担い手を育成・確保することは、建設工事の円滑な施行と工事の品質を確保するため、建設業界全体で取り組むべき課題となっております。

なお、本周知内容については、日行連会員専用サイト「連ｃｏｎ」に掲載しております。

詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

貸切バス事業許可の５年更新制の導入について
～日行連より～

今般、国土交通省より、平成２８年１２月に成立した道路運送法の一部を改正する法律のうち、貸切バス事業許可の更新制の導入については、平成２９年４月１日より施行されることから、更新の手続について必要な事項を定めるための省令・通達の一部を改正する旨の報道発表がありました。

これについては、すでに日行連会員専用サイト「連ｃｏｎ」にてお知らせしております。

なお、制度の詳細につきましては、次の国土交通省ホームページをご参照くださいますようお願いいたします。

＜国土交通省ホームページ＞

〇貸切バス事業許可の５年更新制が４月１日にスタートします

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000263.html

詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

立地適正化計画に係る届出手続きについて（宇都宮市）
～宇都宮市都市整備部市街地整備課より～

標記の件について、宇都宮市都市整備部市街地整備課より周知依頼がありました。

宇都宮市では，将来の人口減少や超高齢社会を見据え、中心部や駅周辺などの身近な拠点に、医療・福祉、子育て支援、商業などの市民の日常生活を支える施設を充実し、公共交通などのネットワークで結ばれた「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を目指しています。

また、そのまちづくりを具体化していくための計画として、拠点や公共交通の結節点周辺などの利便性が高い場所に居住や医療・福祉、商業などの生活利便施設の立地誘導を図る都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」の策定・公表を平成２９年３月３１日に予定しており、これを公表したときから、計画に定める都市機能誘導区域外※１に誘導施設※２の建築等を行う場合は市への届出が必要になります。

※１　都市機能誘導区域：医療・福祉、商業施設等の誘導・充実により、これらの生活サービスの効率的で持続的な提供を図る区域

※２　誘導施設・都市機能誘導区域に立地誘導すべき施設（医療・福祉、商業等の居住者の共同の福祉または利使のため必要な施設）

詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

平成２９年度経営事項審査年間予定表について
～栃木県県土整備部より～

栃木県県土整備部より、平成２９年度経営事項審査年間予定の情報提供がありました。
なお、諸般の状況により、変更が生じる場合もありますので、ご了承下さい。

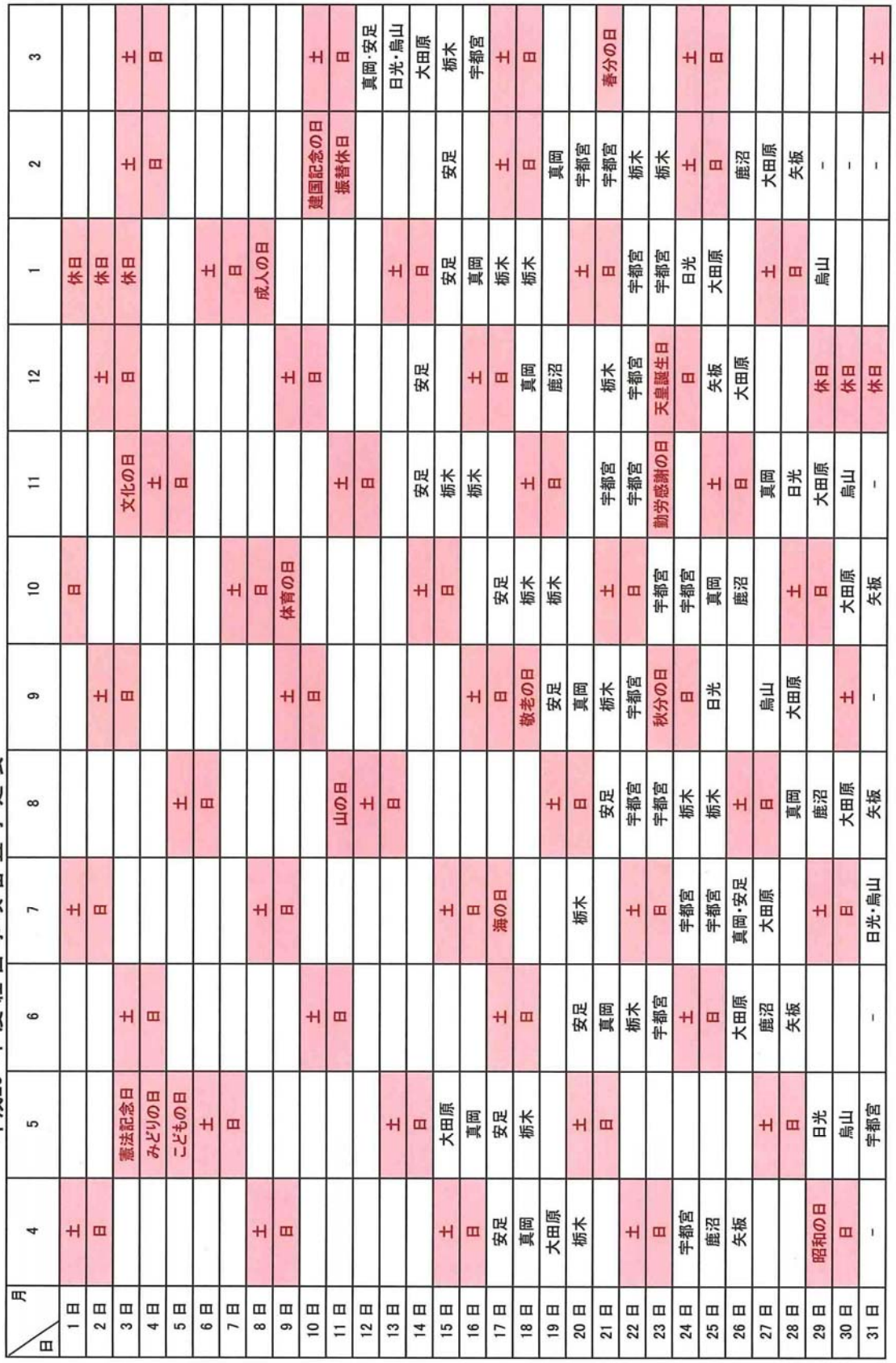

平成29 年度経営事項審査予定表

月/日	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1日	土			土			日			休日		
2日	日			日		土			土	休日		
3日		憲法記念日	土			日		文化の日	日	休日	土	土
4日		みどりの日	日					土			日	日
5日		こどもの日			土			日				
6日		土			日					土		
7日		日					土			日		
8日	土			土			日			成人の日		
9日	日			日		土	体育の日		土			
10日			土			日			日		建国記念の日	土
11日			日		山の日			土			振替休日	日
12日					土			日				真岡・安足
13日		土			日					土		日光・鳥山
14日		日					土	安足	安足	日		大田原
15日	土	大田原		土			日	栃木		安足	安足	栃木
16日	日	真岡		日		土		栃木	土	真岡		宇都宮
17日	安足	安足	土	海の日		日	安足		日	栃木	土	土
18日	真岡	栃木	日			敬老の日	栃木	土	真岡	栃木	日	日
19日	大田原				土	安足	栃木	日	鹿沼		真岡	
20日	栃木	土	安足	栃木	日	真岡				土	宇都宮	
21日		日	真岡		安足	栃木	土	宇都宮	栃木	日	宇都宮	春分の日
22日	土		栃木	土	宇都宮	宇都宮	日	宇都宮	宇都宮	宇都宮	栃木	
23日	日		宇都宮	日	宇都宮	秋分の日	宇都宮	勤労感謝の日	天皇誕生日	宇都宮	栃木	
24日	宇都宮		土	宇都宮	栃木	日	宇都宮		日	日光	土	土
25日	鹿沼		日	宇都宮	栃木	日光	真岡	土	矢板	大田原	日	日
26日	矢板		大田原	真岡・安足	土		鹿沼	日	大田原		鹿沼	
27日		土	鹿沼	大田原	日	烏山		真岡		土	大田原	
28日		日	矢板		真岡	大田原	土	日光		日	矢板	
29日	昭和の日	日光		土	鹿沼		日	大田原	休日	烏山	-	
30日	日	烏山		日	大田原	土	大田原	烏山	休日		-	
31日	-	宇都宮	-	日光・烏山	矢板	-	矢板	-	休日		-	土

松井正一「新春のつどい」に参加して

去る１月２２日（日）午後５時から鹿沼市内の会場で行われた標記のイベントに参加しました。約５００人の参加者数でした。

アトラクションの中では、ご夫妻で加入されているという地元のお囃子の中で見事な太鼓のバチ捌きが披露されました。これほどまでに地元の方々との緊密さにはただ驚くばかりで、４年に１回の選挙に強いことをつくづくと感じました。

そして、人というのはいかに普段の生き方が大切かを学ばせていただいた意義ある催事でありました。

午後８時１５分散会となりました。

（栃木県行政書士政治連盟会長　青木勇夫）

神奈川行政書士政治連盟「新年賀詞交歓会」に出席して

去る１月２５日(水)午後４時から横浜市内のホテルで行われた標記の催しに招待を受け、参加させていただきました。３団体共催の賀詞交歓会であり、さすが人数の多さに驚きました。

神奈川政治連盟においては、国・県・市・町の議員は超党派で見えられ、幅の広い交友関係を学ばせていただきました。

都会であるためか、イベントの時間も比較的短い時間で散会となりました。

（栃木県行政書士政治連盟会長　青木勇夫）

船田元「平成２９年 新春のつどい」に参加して

去る２月４日（土）午前１１時から宇都宮市内のホテルで行われた標記の会合に手塚幹事長と参加しました。約７００人の参加者数と思われました。

日野原 正 後援会総連合会長の挨拶から始まり、来賓各位の挨拶のあと、船田衆議院議員ご本人の挨拶の中では、衆院憲法審査会幹事に復帰して憲法改正実現に強い意欲を示されていました。そして「今年の秋にも衆議院が解散されることが予測できる。その後の支援も是非ともお願いしたい」とのことでありました。

そして、午後１時すぎ自然解散となりました。

（栃木県行政書士政治連盟会長　青木勇夫）

公明党「新春政経文化懇話会」に出席して

去る２月５日（日）午後２時から宇都宮市内のホテルで行われた標記の会に手塚幹事長と参加しました。約６００人の出席者数であったと思います。

さすが公明党の新春の集いでありますのは、山口那津男代表が見えられ、国政のことを交えての挨拶がありました。連立与党である自民党の本県選出衆参国会議員全員、福田富一栃木県知事、加えて県議団の出席もありました。挨拶は比較的少なくシンプルな内容でもありました。

午後３時３０分、自然解散で会場を後にしました。

（栃木県行政書士政治連盟会長　青木勇夫）

さとう勉「２０１７ 新春のつどい」に参加して

去る２月１１日（土）午前１１時から、真岡市内の会場で行われた標記の会合に参加しました。約４００人の参加者数と思われました。

先ず、後援会総連合会長が代わられた報告と新会長の挨拶がありました。

来賓は、栃木県知事の福田富一様と本県選出の上野通子・高橋克法参議院議員の御両名、選挙区内外の県議、選挙区内の首長と市・町の議員、そして各種団体でありました。

本人挨拶の中では、「米国大統領が来日する時期によって選挙に多大な影響を与える。常識的に考えれば、本年暮れに選挙があってもおかしくない」と見通しを述べられました。

午後１時過ぎに自然散会となりました。

（栃木県行政書士政治連盟会長　青木勇夫）

ひがの義幸・後援会総連合会「新春の集い」に参加して

去る２月１１日（土）午後４時から栃木市内の会場で行われた標記のイベントに参加しました。７００人をはるかに超える人数でありました。

基調講演として茂木敏充衆議院議員が「国際社会の動向と日本の課題」という演題による講演がありました。また、本人挨拶の中では「市民から“住んで良かった栃木市”という言葉が発せられる栃木市作りに精進して行きたい。引き続きのご支援をお願いしたい」とのことでした。

午後７時頃から自然解散となり、会場を後にしました。

（栃木県行政書士政治連盟会長　青木勇夫）

茨城県行政書士会・茨城県行政書士政治連盟「平成２９年 新春交流会」に出席して

去る２月２２日（水）午後２時２２分から水戸市内のホテルで開催された標記のイベントに出席させていただきました。約７００人の参加がありました。

新春講演会の講演テーマは「茨城県における地方創生の取組みについて」～行政書士の役割に期待して～と題し、講師は茨城県知事・茨城県行政書士会名誉会長の橋本 昌 氏でありました。「大都市圏を除く日本での共通の課題である人口減、これをいかに食い止めるか、それには工場立地と企業誘致が大切であると考える。そして、そこへ人に来ていただき、そこで経済活動を行う中で行政書士がいかにその分野で業務に結び付けていくか」との内容でありました。全国で最多選の知事さんらしく、柔和な大衆受けする話術での講演でありました。

その後の交流会では広範囲の来賓者があり、盛会のうちに午後４時３０分、万歳三唱のあとお開きとなりました。

（栃木県行政書士政治連盟会長　青木勇夫）

参議院議員・上野みちこ「２０１７ 新春の集い」に参加して

２月２６日(日)午前１１時より宇都宮市内のホテルで行われた標記のイベントに、行政書士会の横山眞会長と参加しました。約４００人の参加者数でありました。

先ず、講演会は衆議院議員・自民党国際局長・刑務所出所者等就労支援強化特命委員長で神奈川県選挙区選出の田中和徳様が講師で「再犯防止に向けた提言」というテーマで５０分ほど話されました。「仕事のない人の再犯率は仕事のある人の約３倍ある」とのことで、就労支援の重要性について説明されました。

正午から懇親会に入り、県選出の衆・参国会議員全員、県議会議員、県内の首長が出席され、それぞれ挨拶をされました。上野みちこ議員の挨拶では、「教育の再生に取り組み、次世代につなげるために頑張っていきます」とのことでした。

会の合間には、出席者に挨拶に来られた上野議員と横山会長、私とでのスリーショットで記念撮影をしていただき、午後１時ごろ自然散会となりました。

（栃木県行政書士政治連盟会長　青木勇夫）

研修詳細

貨物自動車運送事業研修会（全１４回）

業務部　第１グループ主催

○開催日時（各回１４時～１７時）

回数	開催日	内容
第１４回	４月　１日（土）	「安全マネジメント構築支援手法を身につける」 閉講式

○開催場所　栃木県行政書士会館２階

○研修内容

本研修は貨物自動車運送事業関連業務の実務スペシャリストを養成するための研修です。カリキュラムの全日程に出席することで事業者を指導する知識が身につけられるようになります。今回で最後の回となります。１４回全てを受講された会員の方には栃木県行政書士会会長名による修了証が発行されます。

○対 象 者　会員、補助者

○受 講 料　２千円（テキスト代を含みます。お釣りの出ないようにお持ち下さい。）

○締め切り　３月２４日（金）

※　受付の開始時刻は１３時４５分からです。その前においでいただいても、対応いたしかねる可能性がありますのでご注意下さい。

研修詳細

国際業務相談事例・入管基礎研修会

国際部主催

○開催日時　平成２９年４月１９日（水）１３：３０～

○開催場所　栃木県行政書士会館２階

○研修内容　実際の相談事例を元に学ぶ研修会と初心者向けの基礎的な研修会の２本立てです。基礎と実例を一度に学ぶことができます。

○対 象 者　会　　員（補助者の方は受講出来ません）

○受 講 料　無　　料

○締　　切　４月１４日（金）

※　資料、座席および駐車場をご用意する都合上、申し込みが必要になりました。

〈広告〉

募　集

研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修名		受講料	申込〆切	申込		ﾃｷｽﾄ申込	昼食¥500程度
4/1	貨物自動車運送事業研修会　第14回	2000円	3/24	会員	補助者	—	—
4/19	国際業務相談事例・入管基礎研修会	無料	4/14	会員	補助者	—	—

支部名		会員氏名	
ＦＡＸ		補助者氏名	

※　補助者のみの出席の場合でも会員名を記入してください。

※　補助者のみの出席の場合は申込欄の「補助者」に〇を記入し、会員と補助者が出席する場合は「会員」と「補助者」の両方に〇を記入してください。

※　研修会申し込み後、やむを得ず欠席される場合は、早めに事務局までご連絡下さいますようお願いいたします。

KOMOREBI
木もれび

誠に恥ずかしいことなのですが、ＮＨＫ連続テレビ小説「べっぴんさん」を毎朝見てしまっています。呑気な私ですみません。初回から見続けています。何故こんな事態になっているかと申しますと、前作「とと姉ちゃん」を途中（主人公の常子ー高畑充希さんーが『あなたの暮らし』を出版する頃）から最終回まで見続けてしまったからです。モデルとなった『暮しの手帖』は小学生の頃に母が定期購読していた雑誌でしたので……。

幼気な私も「商品試験」や「コラム」を小生意気に読んでいました。小生意気ついでに母の名前で勝手に投稿したこともありました。その頃の母は永遠の３５歳でしたので、母の名を騙り、３５歳と偽って投稿しました。ドキドキしていましたが、採用されることはありませんでした。

閑話休題。私は「珠玉の小品」という言葉が好きで、文庫本の帯にこの文句を見つけますと、つい手に取ってしまいます。「掌編小説」なんて言葉も好きですが、小説でなくてもエッセイやコラムなどでも素晴らしい短文に巡り合うと、無から有を生み出す才能に惚れ惚れします。

『暮しの手帖』には『すてきなあなたに』という長期連載のエッセイがあります。上品な優しさに満ち溢れた、まさに〝珠玉〟の〝小品〟なのです。小学生の私でも何となく読むことのできた文章の平易さは、実は奥深さの裏返しなのだと思います。何気ない日常の１ページ。その何気なさを支えているモノ。私は、こんな上品で優しさに満ちたウィットに富んだ文章を書きたかったのですが現実は、皮肉交じりのひねくれた汚いウケ狙いの文章しか書けない脳みそになってしまったのです。なぜこんなにも脳みそがけがれてしまったのでしょうか。誰か教えて下さいな。

さて、私は年を取りますと「ジジぃ」になると思っていたのですが、現実には「ババぁ」に近づいているような不安があります。スーパーに行けばレジの女性スタッフと顔なじみになるし、顧問先の社長の奥さん（人生のベテラン）と長時間の世間話はするし、先日も近所の女性陣と近所の居酒屋で飲んで来ました。うらやましいですか。ちなみに女性陣は６０代後半位１人と７０代中盤位２人の計３人でしたので、「まるで介護スタッフみたいだな～」と憎まれ口を言いながら手をつないで歩いて帰って来たのですが……。

私は４月にＮＨＫ連続テレビ小説を毎朝見てしまうという悪習（？）を断ち切ることはできるのでしょうかね。ちなみに受信料はキチンと支払っていますよ。国営放送さま、ご心配なく。

（足利支局長　杵渕　徹）

＜関係窓口との協議結果について＞

業務部　第２グループ

栃木県

産業廃棄物収集運搬業許可申請に係る取り扱いについて

今般、会員から質問が寄せられた産業廃棄物収集運搬業許可申請についての取り扱いについて、栃木県廃棄物対策課産業廃棄物対策室と協議を行いましたので、その結果をお知らせいたします。

会員におかれましては、本会と行政庁との信頼関係に基づき、許可申請等の手続きが円滑に行えるようご理解とご協力をお願いいたします。

１．変更届出書の郵送提出について

変更届出書の郵送による提出については、提出先窓口により取り扱いが異なっている場合がありましたが、統一的に郵送での提出を受け付けていただけることとなりました。

ただし、変更の内容が複雑な場合や間違いが多い場合等により、提出先窓口から直接提出するようお願いされる場合がありますので、そのような場合にはご協力をお願いいたします。

２．変更届出書に係る遅延理由書の提出について

変更届出書の提出は、期限（現行では１０日以内）が定められていますが、提出が遅延し、変更の日から６０日を経過してしまった場合は、一律に遅延理由書を添付することとなりましたので、ご協力をお願いいたします。

３．許可更新時の現地調査について

許可更新時の現地調査により、マニフェスト保存等の不備（ただし、軽微な不備）により許可が留保されることはありませんが、不許可になる程度に不備等がある場合は許可が留保される場合がありますので、十分に留意してください。

４．許可申請時の添付書類について

許可申請時の添付書類は、審査基準に記載のとおりで、申請時に有効な（確定している）書類となります。

よって、決算期の関係で申請時に決算が確定していない場合は、確定している直近の決算書を添付することとなります。また、それに伴う診断書類等も同様の取り扱いとなります。

ただし、提出先窓口から、参考に直近の決算が確定した後の決算書等、申請者に重度の負担がかからない程度の書類を求められる場合がありますので、その場合は柔軟にご協力をお願いいたします。

宇都宮市

宇都宮市提出の代理申請について

宇都宮市廃棄物対策課へ提出する廃棄物処理業関係申請書は、行政書士が代理人として申請することが確認できました。

この場合、栃木県への申請と同様に依頼者からの委任状（行政書士登録番号を記載し、依頼者の実印を押印）を添付して、申請書（表紙）には、申請者の住所氏名等を記載し（依頼者の押印は必要ありません。）、その下に代理人である行政書士の事務所所在地、行政書士名及び連絡先を記載して職印を押印ください。具体的には、本会のホームページ「会員専用」の「各種データ」2012 年 9 月 7 日掲載「栃木県への申請における代理権行使の申請書類作成例」を参考にしてください。

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 29 年 2 月 28 日現在）

	支部・氏名	登録年月日 入会年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	宇都宮 金田　覚	H29. 2. 1	320- 0053	金田サトル行政書士事務所 宇都宮市戸祭町 2100-1	028-689-8860	
	宇都宮 和氣　精	H29. 2. 1	321- 0968	和氣精行政書士事務所 宇都宮市中今泉 1-19-16	028-635-0720	
	栃　木 日向野智恵子	H29. 2. 1	328- 0067	日向野智恵子行政書士事務所 栃木市皆川城内町 1833	0282-22-8018	

【退　会】柴利夫会員、髙津戸興一会員のご冥福をお祈りいたします。

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
芳　賀	柴　　利夫	H29. 1. 22	死　亡	那　須	平山　　猛	H29. 2. 10	廃　業
宇都宮	髙津戸興一	H29. 1. 28	死　亡	小　山	出口　芳伸	H29. 2. 28	廃　業
栃　木	野田　尚吾	H29. 2. 1	廃　業	宇都宮	安藤　進一	H29. 2. 24	廃　業

【変　更】

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
宇都宮	山宮　　純	事務所名/所在地	山宮行政書士法務事務所 宇都宮市江曽島本町 15-18
小　山	中村　賢一	所在地/電話番号	下都賀郡野木町大字友沼 5930-157 ／ 0280-57-2090

職印のデータ化に伴う印影の提出について
～総務部よりお願い～

行政書士とちぎ２月号に、職印の印影の提出に関するお願い文書と返信用封筒を同封しましたところ、５００名を超える会員の方から提出がありました。
ご協力ありがとうございます。
まだ、提出されていない方につきましてはご提出をお願いいたします。
ご不明な点は事務局まで。

広報部より

各支部の理事の皆様、市民公開講座お疲れ様でございました。
今年は昨年に比べて人がたくさん来てくれて活況でした。
今年は、タイトルに終活の文言をいれて広告をしましたが、その影響もあるのでしょうか。
時代のニーズを感じることが出来て勉強になりました。
（広報部専門部員　齋藤丈威）

行政書士とちぎ３月号 No.483

発行人　栃木県行政書士会　会長　横山 眞
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政書士とちぎ 2017.3
平成29年3月15日発行
第483号 栃木県行政書士会 〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
栃木県行政書士会

後援：総務省・栃木県

特定行政書士が誕生しました

平成28年度 行政書士制度広報月間 10月1日～10月31日

行政書士相談センター

電話無料相談（月～金　9:00 ～ 17:00　年末年始・祝祭日除く）

028-638-0919（まるくいく）

マスコットキャラクター アドちゃん